

各部・課長あて

市 長

平成 26 年度（2014 年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

政府はデフレからの早期脱却と「再生の 10 年」に向けた基本戦略を示した、「経済財政運営と改革の基本方針」を平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定し、アベノミクスの構成をなし既に放たれた、第一の矢「大胆な金融政策」、第二の矢「機動的な財政政策」に続き、第三の矢となる「民間投資を喚起する成長戦略」の中核をなす、「日本再興戦略」に取り組み、三本の矢を同時に展開することにより、強い日本、強い経済、豊かで安心・安全な生活の実現を目指している。

また、平成 25 年 8 月 8 日に閣議了解された「中期財政計画」では、互いに補強し合う三本の矢から生まれる持続的経済の推進力により、国と地方を合わせた基礎的財政収支を 2020 年度までに黒字化させ、債務残高対 GDP 比を安定的に引下げる目標を掲げている。

一方、内閣府が発表した 9 月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しつつある」としながらも、「海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクもある」と注意を促すなど、楽観視できない状況となっている。

このような中、国の平成 26 年度予算概算要求基準では、年金・医療、東日本大震災復興対策に係る経費を除く基礎的財政経費については、前年度当初予算から 10%削減した範囲内で要求することとされた一方、「新しい日本のための優先課題推進枠」が設けられたことから、各省庁からの概算要求総額は過去最大となる 99 兆 2,500 億円に達している。

なお、平成 26 年 4 月 1 日に施行される、消費税増税を含む、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」については、本市の財政運営にも大きな影響を与えることから、国・県の動向の慎重な見極めと的確な対応に留意する必要がある。

地方財政を取り巻く環境

本年 8 月に総務省が発表した、「平成 26 年度地方財政収支の仮試算」では、極めて厳しい地方財政の状況の下、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処

することを策定方針に据え、通常収支分における全体額を前年度計画額に比べ0.2%増としているものの、臨時財政対策債等の特別分を除いた通常分では3.6%減となり、地方交付税についても、出口ベースで1.8%減とするなど、今後の地方の財政運営に対する不安は払拭できない。

また、政府の打ち出した、「経済財政運営と改革の基本方針」では、地方財政の健全化と自立を促進するため、地方税収を増やすなど、歳入を充実させ国の取り組みと歩調を合わせて歳出抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保しているものの、地方税収を増やすための具体策は示されていない。

一方、「国と地方の協議の場」において、地方公共団体がスピード感をもち、独自に政策決定ができるよう、地方に対する規制緩和や権限委譲、税制改正、適正な財源配分など、国と地方の役割分担の見直しを求めており、今後の動向に期待される。

本市の財政状況

本市を取り巻く財政の状況は、長引く景気の低迷による所得・雇用環境の悪化等により厳しい状態が続いており、平成24年度普通会計の決算を分析すると、形式収支、実質収支、単年度収支ともに黒字幅は前年度より減少し、歳入の根幹をなす市税を含む自主財源についても前年度決算額を下回る厳しい結果となった。

また、経常収支比率、健全化判断比率などの財政指標については前年度より改善したものの、臨時財政対策債の借入が年々増加していることを考慮すると財政状況が好転したとは言い難く、今後は、ファシリティマネジメントに則した公共施設の改修事業の推進や耐震化事業の元金償還が本格的に始まることから、取り組むべき事業の選択と集中により、更なる経費の節減と効率化に努めていく必要がある。

歳入の今後の見込みについては、政府の経済対策により景気は回復基調にあるものの、本市実体経済への反映にはもう暫く時間を要し、また、消費税増税等による影響が見えない中、一般財源の大幅な増加を見込むことが出来ない状況にある。

一方、歳出に目を向けると、多額の事業費を要するごみ焼却処理施設整備事業に加え、子育て支援や教育環境の充実を図る経費、社会保障関連経費の自然増などの他、重点分野雇用創造事業から市単独事業に組み替えて実施する事業など、財政需要の拡大が見込まれるところである。

また、消費税率の引上げと、増税に伴う新たな経済対策、制度改正等は、本市の行財政運営及び予算編成に大きな影響を与えることから、各部署においては最新の情報を収集し適切な対応に努めなければならない。

平成26年度予算編成基本方針

- 市民との協働で進める美しく品格あるガーデンシティの推進と快適で活力あふれるまちの創造
- 健幸日本一を目指すスマートウェルネスの推進と未来へ繋ぐ教育の向上・文化の充実
- 地域の絆で支えるコミュニティ福祉の推進とさらに安全・安心に暮らせるまちづくり

予算編成に当たっての基本的な考え方

平成26年度当初予算は、本市のまちづくりの大きな柱として位置付けた、「スマートウェルネスみしま」と「ガーデンシティみしま」のさらなる推進により、総合計画に定めた将来都市像の実現を目指すとともに、前述のとおり厳しい財政状況にあるが、職員一人ひとりが新たな発想と市政全体を見渡す広い視野を持って、選択と集中により将来を見通した事業の

優先的な推進を図るため、事務事業の効率化と経費節減に努めるなど、次の事項に十分留意し予算編成に取り組まれない。

なお、当初予算は、年度間のすべての収入と支出を見込んだ年間総合予算として編成する。

1 ゼロベース積み上げ方式の徹底

すべての施策・事業について、これまでの事業効果や決算・執行状況等の徹底した分析・検証を行い、民間の発想に習い様々な手法を取り入れるなど、厳しく精査した上で真に必要な経費だけを積み上げる、「ゼロベース積み上げ方式」により積算を行うこと。

2 スクラップ・アンド・ビルド方式の徹底

新規事業の創設、既存事業の拡充を行う場合は、既存事務事業の廃止・縮小・再構築等による一般財源の確保を前提とする、「スクラップ・アンド・ビルド方式」により、新規・拡充事業の財源の捻出に努めること。

また、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業については、必要性を再検証し、廃止や縮小を図ること。

3 最新情報の収集

新年度予算要求に当たっては、原則、現行の行財政制度に基づき編成するが、編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したもののについては、予算編成途中で修正するものとする。

なお、歳入における補助金・交付金の新設・削減・廃止、歳出における扶助費等の新設、制度改正など、国・県等の動向を注視し、最新情報の収集を的確に行い予算に反映させること。

4 総合計画との整合

第4次三島市総合計画において計画されている事業についても、再度、事業の必要性、有効性などを検討し、予算要求額は、実施計画に計上された額を上限とする。

5 経常的一般行政費の枠配分

経常的な一般行政経費は、部局ごと別途、財政課から示す一般財源額を上限とし、各部長はリーダーシップを発揮し、各事務事業の必要性・緊急性・費用対効果等あらゆる視点から再検証し、自らが捻出する特定財源の活用や新たな発想による創意工夫を図り、事業を再構築し予算案を作成すること。

なお、各部局に配分した経常的経費にかかる一般財源を削減し、その財源を新規事業や事業拡大に充てる場合は、その事業にかかる予算額を優先的に措置するものとする。

6 消費税率の引き上げ

歳入、歳出ともに、消費税増税に伴う影響額を反映した予算要求とすること。

なお、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の施行に伴う国の制度改正の動向を注視し、新たに発生する歳入、歳出については適切に対応すること。

7 特別会計について

一般会計に準じて予算編成を行い、企業的性格を十分に発揮した適正な収入の確保とより一層の経営の合理化による経費節減を図り、独立採算の原則から、一般会計への依存を可能な限り圧縮するよう最大限努力すること。

なお、各保険料や使用料の収入未済は、負担公平の原則を崩すとともに、一般会計の財政運営にも大きく影響することから、その縮減に努めること。

歳入に関する留意事項

1 財源の的確な確保

市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図ることはもとより、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充に取り組むなど、既成の概念にとらわれない新たな自主財源の確保に努めること。

また、積極的に支援制度などを活用し、特定財源の確保に努めること。

2 国・県支出金

他市町に先駆けて国・県の予算編成の動向、制度改正についての情報収集に努め、補助対象となる事業を単独事業で行うことのないよう十分留意すること。

なお、既定の補助対象事業が廃止・縮減された事務事業への一般財源の充当は、原則行わないので、事業の実施内容等を再検討した上で要求すること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則から、現状の社会経済情勢に則した適正料金への見直しを行い、市民負担の公平を図ること。

4 市債について

市債は借金であり後年度の財政負担となることを認識し、その投資効果について十分な検討を行い、慎重な対応に努めること。

歳出に関する留意事項

すべての事務事業には、市民から納めていただいた大切な市税が使われていることを念頭に、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう、徹底した効率化と合理化に努めること。

1 臨時職員の賃金

勤務形態について、週5日・7.75時間のフルタイム勤務を絶対条件とせず、パート職員のように短時間勤務の可否を検討するなど削減に努めること。

なお、単に事務量の増加による新規要求は認めない。

2 旅費

必要性を十分検証するとともに、一人で行くことを原則に厳しく抑制する。

3 委託費

漫然と過去の実績によることなく、行政関与の必要性、委託の効果、事業の公平性を再度検討し、最小限の要求に止めること。

4 扶助費

国・県の施策によるものは、制度改正等の動向を注視し的確な見積りを行い、市の単独施策によるものは、制度の改廃を含めその在り方を十分検討し抑制に努めること。

特に、対象人数、単価の積算に当たっては、本市全体の一般財源の配分に大きく影響するため精査すること。

5 投資的経費

事業の必要性、緊急度、投資効果等を十分検討し、真に市民が必要とする事業を重点的に選択した上で、優先度を付して要求すること。

また、規模や単価を適正に積算するとともに、多額の市債発行や一般財源を要する事業については十分な調整を行い、予算の肥大化を招くことのないように努めること。

6 補助金

(1) 市単独補助金を継続する場合は、平成25年度当初予算額を限度とする。

また、前年度実績で安易に計上することのないよう、社会情勢、時代の変化を踏まえ、

必要性と公益上適切か否かを検証し、廃止や縮減を検討すること。

- (2) 各種団体への補助については、運営費補助であるか事業費補助であるかにかかわらず、「団体の運営は自主的、自立的に行われるべき」との原則に基づき、運営状況について実態を把握し、必要な事務改善など適切な指導を行い、安易な赤字補てん的支出の要求は厳に慎むこと。

特に、対象事業の繰越金には十分に留意し、団体の繰越金や内部留保が多額である場合は、補助金交付の適否及び補助金交付額の精査を行い、適正額を要求すること。

7 負担金

全ての負担金について、その必要性・公益性・費用対効果を改めて見直し、廃止・縮減できるものはないか十分に検討した上で要求すること。

また、各種団体への負担金、その他負担金、各種交付金については、検討結果に基づく後年度の方針についても明確にしておくこと。

- 8 上記以外の事項については、「平成 26 年度予算編成事務要領」によること。

各部局の一般行政経費等一般財源

○ 一般会計

単位：千円

環境市民部	383,027
健康推進部	491,368
社会福祉部	602,110
産業振興部	167,235
財 政 部	302,744
企 画 部	214,769
都市整備部	151,318
上下水道部	884,048
会 計 課	2,402
消 防 本 部	71,916
教 育 部	1,469,618
議会事務局	23,760
選挙管理委員会事務局	534
監査委員事務局	816

配当額は、平成 24 年度決算額及び平成 25 年度当初予算一般財源等を考慮して算定した。